2　法第二十八条第一号に掲げる事項は、各公表年度における申出を受け付けた件数（申出があった理由の別に応じて区分されたものであること。）とする。

3　法第二十八条第二号に掲げる事項は、各公表年度における次に掲げる事項とする。

一　法第二十五条第一項の規定により同項第一号に定める事項の通知をした件数（申出があった理由の別に応じて区分されたものであること。）

二　法第二十五条第一項の規定により同項第二号に定める事項の通知をした件数（申出があった理由の別に応じて区分されたものであること。）

三　法第二十五条第一項ただし書の規定に基づき同項本文の通知をしなかった場合にあっては、その理由

四　法第二十五条第二項前段の規定に基づき同条第一項第一号に定める事項の通知をした件数（申出があった理由の別に応じて区分されたものであること。）

五　法第二十五条第二項前段の規定に基づき同条第一項第二号に定める事項の通知をした件数（申出があった理由の別に応じて区分されたものであること。）

六　法第二十五条第二項後段の規定により同項第一号に該当する旨の通知をした件数（申出があった理由の別に応じて区分されたものであること。）

七　法第二十五条第二項後段の規定により同項第二号に該当する旨の通知をした件数（申出があった理由の別に応じて区分されたものであること。）

八　法第二十五条第二項後段の規定により同項第三号に該当する旨の通知をした件数及び同号に規定するやむを得ない理由の具体的内容（申出があった理由の別に応じて区分されたものであること。）

4　法第二十八条第三号に掲げる事項は、各公表年度における次に掲げる事項とする。

一　法第二十七条の規定により発信者に通知等の措置を講じた件数（送信防止措置の種別及び送信防止措置を講じた理由の別に応じて区分されたものであること。）

二　法第二十七条の規定に基づき通知等の措置を講じなかった場合にあっては、その理由（送信防止措置の種別に応じて区分されたものであること。）

5　法第二十八条第四号に規定する送信防止措置の実施状況は、各公表年度における日本の利用者に関する送信防止措置の実施状況であって、日本の利用者に関する次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一　延べ発信者数の総数又は役務提供停止措置の対象となる情報の発信者の総数及びその具体的な算定方法

二　利用者からの通報を受けて、送信防止措置（役務提供停止措置を除く。以下本号から第七号まで、第九号及び第十一号から第十四号までにおいて同じ。）を講じた件数及び講じなかった件数（送信防止措置を講じた理由又は講じなかった理由の別に応じて区分されたものであること。）

三　自ら探知して送信防止措置を講じた件数（送信防止措置を講じた理由の別に応じて区分されたものであること。）

四　公的機関（裁判所を除く。）から送信防止措置を講ずるよう要請があった件数（要請があった理由の別に応じて区分されたものであること。）